

**イー・アクセス株式会社から提出された  
700MHz帯における終了促進措置に関する  
四半期報告の概要**

**平成25年度第1四半期  
(平成25年4月～6月)**

総務省

本概要は、イー・アクセス株式会社から提出された  
700MHz 帯における終了促進措置に関する四半期報告  
(平成 25 年4月～6月)を抜粋したものです。

# 1 終了促進措置を実施した無線局数

## 1-1 FPU（番組素材中継を行う無線局）

### ① 開設計画における記載概要

- 平成26年度末までに終了促進措置を完了。（設備変更の工事を平成26年7月から同年11月にかけて実施。）
- 対象免許人が新旧周波数帯の併用を求める場合は、平成27年12月を期限として周波数共用を実施。

### ② 認定開設者間の合意における記載概要

- 終了促進措置については、平成26年度末までに完了します。（設備変更の工事は平成25年下期から平成26年度末にかけて実施します。）  
ただし、免許人団体や対象免許人からの要望がある場合には、個別に協議を実施します。
- 関東地方の対象免許人については、先行して検証頂けるよう平成25年度下期から、順次新周波数帯の無線局を提供します。
- 特定基地局の開設については、平成26年8月末までに全ての対象免許人から合意を得ます。
- 対象免許人が新旧周波数帯の併用を求める場合等は、平成26年度末を期限として周波数共用を実施します。ただし、免許人団体や対象免許人からの周波数共用の希望がある場合には、個別に協議を実施します。
- 終了促進措置が未完了な地域の無線局が、終了促進措置が完了済みの地域へ移動する場合は、対象免許人と認定開設者間で干渉回避の確認を行います。
- 干渉回避措置が必要な場合には、対象となる基地局において出力低減、指向方向調整、電波の一時停止等を実施します。

### ③ 本四半期までの実施状況

本四半期末までにおいて、FPU無線局に係る終了促進措置の実施状況については、対象の無線局104局（前四半期から増減なし）のうち、協議を開始していない無線局は46局で、協議を開始した無線局は58局です。また協議を開始した無線局のうち、終了促進措置の実施について合意し書面等による確認に至ったものは0局で、終了促進措置の実施が全て完了した無線局は0局です。なお、各都道府県における内訳は次のとおりです。

(2013年6月末現在)

都道府県	協議開始前		協議開始済		実施合意済			
	無線局数	免許人等数	無線局数	免許人等数	実施完了済			
					無線局数	免許人等数	無線局数	免許人等数
北海道	2	2	0	0				
青森県	1	1	0	0				
岩手県	0	0	0	0				
宮城県	3	3	0	0				
秋田県	0	0	0	0				
山形県	0	0	0	0				
福島県	0	0	2	2				
茨城県	0	0	0	0				
栃木県	0	0	0	0				
群馬県	0	0	0	0				
埼玉県	0	0	0	0				
千葉県	0	0	0	0				
東京都	0	0	56	6				
神奈川県	0	0	0	0				
山梨県	0	0	0	0				
新潟県	0	0	0	0				
長野県	0	0	0	0				
富山県	0	0	0	0				
石川県	0	0	0	0				
福井県	1	1	0	0				
岐阜県	0	0	0	0				
静岡県	3	3	0	0				
愛知県	5	4	0	0				
三重県	0	0	0	0				
滋賀県	0	0	0	0				
京都府	0	0	0	0				
大阪府	13	5	0	0				
兵庫県	0	0	0	0				
奈良県	0	0	0	0				
和歌山県	0	0	0	0				
鳥取県	0	0	0	0				
島根県	1	1	0	0				
岡山県	2	2	0	0				
広島県	2	2	0	0				
山口県	1	1	0	0				
徳島県	0	0	0	0				
香川県	2	1	0	0				
愛媛県	2	1	0	0				
高知県	1	1	0	0				
福岡県	6	4	0	0				
佐賀県	0	0	0	0				
長崎県	0	0	0	0				
熊本県	0	0	0	0				
大分県	0	0	0	0				
宮崎県	0	0	0	0				
鹿児島県	1	1	0	0				
沖縄県	0	0	0	0				
全 国	46	33	58	8				

## 1-2 ラジオマイク

### ① 開設計画における記載概要

- 平成26年度末までに終了促進措置を完了。(設備変更の工事を平成25年7月から平成26年11月にかけて実施。)
- 対象免許人が新旧周波数帯の併用を求める場合等は、平成27年12月を期限として周波数共用を実施。

### ② 認定開設者間の合意における記載概要

- 終了促進措置については、平成26年度末までに完了します。(設備変更の工事は平成25年下期から平成26年度末にかけて実施します。)  
ただし、免許人団体や対象免許人からの要望がある場合には、個別に協議を実施します。
- 設備変更については、容易に取替等が可能な無線局から、順次終了促進措置を完了します。
- 特定基地局の開設については、平成26年8月末までに全ての対象免許人から合意を得ます。
- 対象免許人が新旧周波数帯の併用を求める場合等は、平成26年度末を期限として周波数共用を実施します。ただし、免許人団体や対象免許人からの周波数共用の希望がある場合には、個別に協議を実施します。
- 終了促進措置が未完了な地域の無線局が、終了促進措置が完了済みの地域へ移動する場合は、新周波数帯に対応した代替設備の貸出しを行います。
- 代替設備での対応が困難な場合には、対象免許人と認定開設者間で干渉回避の確認を行います。
- 干渉回避措置が必要な場合には、対象となる基地局において出力低減、指向方向調整、電波の一時停止等を実施します。

### ③ 本四半期までの実施状況

本四半期末までにおいて、特定ラジオマイク無線局に係る終了促進措置の実施状況については、対象の無線局23,997局(前四半期から733局増)のうち、協議を開始していない無線局は7,026局で、協議を開始した無線局は16,971局です。また協議を開始した無線局のうち、終了促進措置の実施について合意し書面等による確認に至ったものは0局で、終了促進措置の実施が全て完了した無線局は0局です。なお、各都道府県における内訳は次のとおりです。

(2013年6月末現在)

都道府県	協議開始前		協議開始済		実施合意済		実施完了済	
	無線局数	免許人数	無線局数	免許人数	無線局数	免許人数	無線局数	免許人数
	北海道	342	9	218	27			
青森県	83	4	1	1				
岩手県	122	5	108	7				
宮城県	188	6	51	6				
秋田県	104	4	19	3				
山形県	67	4	23	1				
福島県	71	4	55	5				
茨城県	26	1	73	8				
栃木県	36	2	39	4				
群馬県	35	4	12	2				
埼玉県	159	4	302	27				
千葉県	98	5	507	21				
東京都	549	83	9939	260				
神奈川県	139	4	1390	51				
山梨県	93	4	42	5				
新潟県	90	4	86	6				
長野県	268	9	113	10				
富山県	91	1	160	16				
石川県	113	5	84	11				
福井県	67	2	21	5				
岐阜県	31	2	39	5				
静岡県	186	11	94	9				
愛知県	468	9	609	50				
三重県	30	4	41	4				
滋賀県	40	2	108	6				
京都府	85	0	211	19				
大阪府	1170	19	1178	76				
兵庫県	148	5	421	30				
奈良県	40	2	83	7				
和歌山県	9	2	6	1				
鳥取県	42	3	4	2				
島根県	39	2	34	3				
岡山県	111	6	49	9				
広島県	204	7	169	22				
山口県	66	6	39	7				
徳島県	72	2	53	5				
香川県	60	4	58	6				
愛媛県	139	5	22	3				
高知県	45	4	22	2				
福岡県	546	11	253	23				
佐賀県	43	2	0	0				
長崎県	150	5	61	5				
熊本県	171	6	32	6				
大分県	86	6	39	5				
宮崎県	83	3	26	2				
鹿児島県	112	6	19	2				
沖縄県	109	5	58	8				
全 国	7026	303	16971	793				

- 注1) 免許人数については、各都道府県に属する無線局の免許人数を集計したものであり、実際の免許人数と異なる場合があります。
- 注2) 「協議開始済」「実施合意済」「実施完了済」における免許人数については、注1の各都道府県に属する無線局の免許人毎で集計を行っているため、実際の対象免許人との協議結果と異なる場合があります。

## 2 終了促進措置の実施に要した費用

### ① 開設計画における記載概要

負担可能額：1,500億円

### ② 本四半期までの実施状況

開設指針に規定する費用（設備取得費・工事費）は次のとおりです。

内 訳	本四半期中		累計	
	全体	うち当社負担額	全体	うち当社負担額
F P U	0百万円	0百万円	0百万円	0百万円
特定ラジオマイク	0百万円	0百万円	0百万円	0百万円
合 計	0百万円	0百万円	0百万円	0百万円

本四半期においては、終了促進措置の実施に要する諸費用（窓口・協議の運営、書類の郵送等に要する費用）として、全体で42.1百万円（累計61.6百万円）を支出しており、全体の支出のうち当社負担額は14.0百万円（累計20.5百万円）です。本四半期においては、特記すべき支出はありません。



## 3 開設指針に規定する終了促進措置の実施状況

### 3-1 他の認定開設者との協議・合意

#### ① 開設計画における記載概要

終了促進措置に係る対象免許人との合意等について、他の全ての認定開設者と共同して実施し、その方法について認定日から3か月以内に、他の全ての認定開設者と協議し、合意する。

#### ② 開設指針における規定事項

終了促進措置の実施概要の周知及び実施手順の通知、免許人団体との間での当該周知・通知の実施についての協議並びに終了促進措置に係る対象免許人との合意について、他の全ての認定開設者と共同して実施することとし、当該事項及び当該合意の実施方法について認定日から3月以内に、他の全ての認定開設者と協議し、合意すること。(開設指針第9項第4号(1))

#### ③ 本四半期までの実施状況

当社は、終了促進措置に係る対象免許人との合意等について、共同で実施するため、その方法について他の全ての認定開設者（株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI株式会社／沖縄セルラー電話株式会社）と協議し、平成24年9月28日に合意しました。これ以降、免許人団体との間の協議を他の全ての認定開設者と共同で実施しています。

## 3-2 実施概要の周知

### ① 開設計画における記載概要

合意日から6か月以内に、免許人団体を通じた郵送での周知のほか、自社のウェブサイト等により実施概要の周知を開始。

### ② 認定開設者間の合意における記載概要

- 実施概要の周知については、合意日から6か月以内に、認定開設者4者で共同して設立する「一般社団法人」や、認定開設者各社のウェブサイト、免許人団体のウェブサイトや会報、販売店での文書配布、技術雑誌への広告、放送関係出版物への掲載等により実施概要の周知を開始します。
- 免許人団体との協議の結果、不要と判断された周知媒体については、周知の実施を省略します。

### ③ 開設指針における規定事項

他の全ての認定開設者との合意の日から6月以内に、終了促進措置の実施の概要（窓口の連絡先及び対応時間を含む。）を対象免許人に周知させるための措置を開始すること。（開設指針第9項第4号(2)）

### ④ 本四半期までの実施状況

免許人への実施概要の周知方法について免許人団体との協議を実施し、平成24年度第4四半期に了解を得ました。実施概要の周知については、平成25年3月13日から開始しました。

周知の方法については、免許人団体との協議により、郵送による免許人への周知、認定開設者および一般社団法人のウェブサイトによる周知、免許人団体等のウェブサイトから一般社団法人へのリンクによる周知を実施しています。

<当社URL>

FPU免許人向け

[http://www.eaccess.net/public/em/01\\_FPU.pdf](http://www.eaccess.net/public/em/01_FPU.pdf)

ラジオマイク免許人向け

[http://www.eaccess.net/public/em/03\\_RM.pdf](http://www.eaccess.net/public/em/03_RM.pdf)

<一般社団法人URL>

FPU免許人向け

[http://www.700afp.jp/img/business/FPU\\_notification.pdf](http://www.700afp.jp/img/business/FPU_notification.pdf)

ラジオマイク免許人向け

[http://www.700afp.jp/img/business/RM\\_notification.pdf](http://www.700afp.jp/img/business/RM_notification.pdf)

### 3-3 実施手順の通知

#### ① 開設計画における記載概要

- 郵送により実施手順の通知を実施し、合意日から6か月以内に完了。
- 通知の実施に併せ、対象免許人から終了促進措置に関する要望を聴取。

#### ② 認定開設者間の合意における記載概要

- 実施手順の通知については、郵送（配達証明郵便）又は同等の手段により実施手順の通知を実施し、合意日から6か月以内に完了します。
- 実施手順の通知が対象免許人へ配達できない場合は、電話や訪問により、免許人住所の確認を実施します。

#### ③ 開設指針における規定事項

他の全ての認定開設者との合意の日から6月以内に、終了促進措置の実施手順を対象免許人に対して通知すること。（開設指針第9項第4号(3)）

#### ④ 本四半期までの実施状況

免許人への実施手順の通知方法について免許人団体との協議を実施し、平成24年度第4四半期に了解を得ました。

実施手順の通知については、平成24年12月末時点の免許人情報に基づき、平成25年3月13日にFPUおよび、特定ラジオマイクの対象免許人（FPU41者、特定ラジオマイク1002者）へ、郵送による通知を実施しました。

また、平成25年3月末時点の免許人情報に基づき、追加で通知が必要となった新たな免許人（17者）に対して、郵送による通知を実施しました。

今後についても、免許人情報の更改に合わせて、新たな免許人への実施手順の通知を実施します。

また、免許人への実施概要の通知内容については、認定開設者および一般社団法人のウェブサイトによる公開を実施しています。

<当社URL>

FPU免許人向け

[http://www.eaccess.net/public/em/01\\_FPU.pdf](http://www.eaccess.net/public/em/01_FPU.pdf)

ラジオマイク免許人向け

[http://www.eaccess.net/public/em/03\\_RM.pdf](http://www.eaccess.net/public/em/03_RM.pdf)

<一般社団法人URL>

FPU免許人向け

[http://www.700afp.jp/img/business/FPU\\_notification.pdf](http://www.700afp.jp/img/business/FPU_notification.pdf)

ラジオマイク免許人向け

[http://www.700afp.jp/img/business/RM\\_notification.pdf](http://www.700afp.jp/img/business/RM_notification.pdf)

### 3-4 周知・通知の事前協議

#### ① 開設計画における記載概要

免許人団体との間で、周知・通知に関する事前協議を実施。

#### ② 認定開設者間の合意における記載概要

免許人団体との間で、周知・通知に関する事前協議を実施。

#### ③ 開設指針における規定事項

実施概要の周知及び実施内容の通知の実施前に、対象免許人を社員その他の構成員としている法人又は団体（以下「免許人団体」という。）との間で協議を行うこと。（開設指針第9項第4号(4)）

#### ④ 本四半期までの実施状況

周知・通知の事前協議については、認定開設者とFPUの免許人団体およびラジオマイクの免許人団体との間で、免許人への周知・通知の実施方法についての協議を実施し、平成24年度第4四半期に了解を得ました。

### 3-5 FPUとの協議

#### ① 開設計画における記載概要

- 平成25年4月から、終了促進措置の内容及び実施時期、費用負担に関する事項、周波数共用条件等について協議を開始。
- 免許人団体と事前に枠組みを合意し、その内容に沿って協議を実施。

#### ② 認定開設者間の合意における記載概要

- FPUの対象免許人との協議については、無線設備の選定及び移行の時期、費用負担の範囲及び支払方法・時期、周波数共用のための運用方法等について、平成25年4月から順次開始します。
- 対象免許人との協議に先立ち、免許人団体との間で、事前に対象免許人の意向に応じた選択肢を含めた枠組みを合意します。
- 対象免許人との協議については、個別訪問を行い、免許人団体との事前の枠組み合意の内容に沿って協議を実施します。
- 必要に応じて技術の専門家を交えて協議します。

#### ③ 開設指針における規定事項

対象免許人との間で、当該対象免許人が行う措置の内容及びその実施時期並びに当該措置に係る終了促進措置に関する費用負担の範囲、方法及び実施時期並びに当該対象免許人が当該措置を行うまでの間に当該対象免許人の無線局と特定基地局が周波数を共用する場合の当該共用の条件その他終了促進措置の内容について協議を行うこと。(開設指針第9項第4号(5))

#### ④ 本四半期までの実施状況

平成24年度第4四半期までは免許人団体との事前協議として、免許人への周知・通知に際して必要な事項およびアンケートの実施、およびFPUの費用負担の方法・範囲について協議を実施しました。本四半期は、周波数移行を円滑に実施する仕組み等について、免許人団体との協議を実施しました。また、本四半期からは、FPU免許人との個別協議を開始しました。

### 3-6 ラジオマイクとの協議

#### ① 開設計画における記載概要

- 平成25年4月から、終了促進措置の内容及び実施時期、周波数共用条件等について協議を開始。工事費用に関する協議は分離し、申請者と工事業者とで別途協議。
- 免許人団体と標準的な周波数移行フローを策定し、その内容に沿って協議を実施

#### ② 認定開設者間の合意における記載概要

- ラジオマイクの対象免許人との協議については、無線設備の選定及び移行の時期、費用負担の範囲及び支払方法・時期、周波数共用のための運用方法等について、平成25年4月から、順次開始します。
- 対象免許人との協議に先立ち、免許人団体との間で、対象免許人の意向に応じた選択肢を含めた標準的な周波数移行フローを策定します。
- 対象免許人との協議については、個別訪問を行い、当該フローの内容に沿って協議を実施します。
- 必要に応じて技術の専門家を交えて協議します。

#### ③ 開設指針における規定事項

対象免許人との間で、当該対象免許人が行う措置の内容及びその実施時期並びに当該措置に係る終了促進措置に関する費用負担の範囲、方法及び実施時期並びに当該対象免許人が当該措置を行うまでの間に当該対象免許人の無線局と特定基地局が周波数を共用する場合の当該共用の条件その他終了促進措置の内容について協議を行うこと。(開設指針第9項第4号(5))

#### ④ 本四半期までの実施状況

平成24年度第4四半期までは、免許人団体との事前協議として、免許人への周知・通知に際して必要な事項およびアンケートの実施、およびラジオマイクの費用負担の方法・範囲について協議を実施しました。本四半期は、周波数移行を円滑に実施する仕組み等について、免許人団体との協議を実施しました。また、本四半期からは、ラジオマイク免許人との個別協議を開始しました。

## 3-7 窓口の設置

### ① 開設計画における記載概要

- 合意日から1か月以内に、電話及びメールによる専用窓口を設置。
- 終了促進措置の実施に係る社内組織とは別の窓口組織（6名体制）を設置。  
（FPUに関する問合せは当該社内組織の中で対応。）
- 窓口対応要員には、社内研修、マニュアル等による教育を実施。

### ② 認定開設者間の合意における記載概要

- 問合せ窓口については、合意日から1か月以内に、電話及びメールによる専用窓口を設置します。
- 問合せ窓口の運営については、4者が共同で設立する一般社団法人が行います。  
（開設時は15名程度の体制で開始します）
- 一般社団法人が設置されるまでの期間は、一般社団法人設立準備室、もしくは各認定開設者にて窓口を設置します。
- 窓口対応要員には、社内研修、マニュアル等による教育を実施。

### ③ 開設指針における規定事項

認定開設者は、合意日から1月以内に、終了促進措置の実施に関する対象免許人からの問合せに対応するための窓口を設置し、平成31年3月30日まで設置すること。（開設指針第9項第5号(4)）

### ④ 本四半期までの実施状況

免許人からの問合せ窓口は平成24年10月26日に開設し、以下のURLに示す当社ホームページで公開しました。

[http://www.eaccess.net/public/em/info\\_06.html](http://www.eaccess.net/public/em/info_06.html)



#### 4. お問い合わせ窓口について

700MHz周波数移行に関するお問い合わせにつきましては、下記のお問い合わせ窓口をお願い致します。尚、本窓口は、以下のシステムをご利用のお客さま（以下、「免許人様」といいます）向けのお問い合わせ窓口になります。免許人様以外からのお問い合わせは、ご回答できかねますので、あらかじめご了承ください。

- 770MHzを超え806MHz以下の周波数を使用するFPU機器をお使いの方。
- 770MHzを超え806MHz以下の周波数を使用する特定ラジオマイク機器をお使いの方。

##### ■電話・メールでのお問い合わせ

###### 一般社団法人 700MHz利用推進協会

- お問い合わせフォーム：[周波数移行 お問い合わせ窓口](#)  
※一般社団法人700MHz利用推進協会のホームページへ移動します。
- TEL：0800-800-0824（通話料無料）  
※9:30～18:00。土日・祝祭日および年末年始を除く。

###### イー・アクセス株式会社 周波数移行 お問い合わせ窓口

- お問い合わせフォーム：[周波数移行 お問い合わせ窓口](#)

#### 5. お問い合わせいただく情報の取り扱いについて

当社は、個人情報のみならず、法人その他の団体の免許人様に関する情報についても、個人情報と同様に適正に取り扱ってまいります。

お問い合わせいただく全ての情報は、下記の利用目的のために利用させていただきます。

また、お問い合わせいただく全ての情報は、終了促進措置の円滑な実施のため、下記の事業者間で共同利用致します。

ただし、団体および個人を特定せずに統計データを収集する目的で利用する場合があります。

- **利用目的**  
免許人様のご要望やお問い合わせに対応させていただくため。
- **共同利用目的**  
お問い合わせ頂いた免許人様に対し、終了促進措置に係る円滑な協議を実施するため。
- **共同利用する事業者の範囲(2012年12月3日現在)**  
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ  
イー・アクセス株式会社  
KDD株式会社  
沖縄セルラー電話株式会社  
一般社団法人 700MHz利用推進協会

※お問い合わせにあたっては、本項(お問い合わせいただく情報の取り扱いについて)の内容をご了解いただいた上で、お問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

また、認定開設者が共同で設立した一般社団法人においても、免許人からの問合せ窓口を平成24年12月20日に開設し、以下のURLに示す一般社団法人のホームページで公開しました。

<http://www.700afp.jp/contact.html>

## お問い合わせ



[サイトトップ](#) / お問い合わせ

### お問い合わせについて

700MHz周波数帯域に関するお問い合わせにつきましては、下記のお問い合わせ窓口をお願いします。  
なお、本窓口は、以下のシステムをご利用のお客さま（以下、「免許人様」といいます）向けのお問い合わせ窓口となります。免許人様以外からのお問い合わせは、ご回答できかねますので、あらかじめご了承ください。

- ・770MHzを越え806MHz以下の周波数を使用するFPU機器をお使いの方。
- ・770MHzを越え806MHz以下の周波数を使用する精密ラジオマイク機器をお使いの方。

#### 1. 電話・メールでのお問い合わせ

お問い合わせに当たっては、2項(お問い合わせいただく情報の取扱いについて)を確認の上、お問い合わせをお願いします。

##### ◇お問い合わせフォームで問い合わせる場合

 [お問い合わせフォーム](#)

##### ◇電話で問い合わせる場合

**TEL : 0800-800-0824 (通話料無料)**

※ 9:30~18:00、土日・祝祭日および年末年始を除く。

#### 2. お問い合わせいただく情報の取扱いについて

一般社団法人700MHz利用推進協会は、個人情報のみならず、法人その他の団体の免許人様に関する情報についても個人情報と同様に適正に取り扱っております。

ご記入いただく全ての情報は、下記の利用目的のために利用させていただきます。

また、ご記入いただく全ての情報は、終了促進措置の円滑な実施のため、下記の事業者間で共同利用致します。ただし、団体および個人を特定せずに統計データを収集する目的で利用する場合があります。

##### ◇利用目的

・免許人様のご要望やお問い合わせに対応させていただくため。

##### ◇共同利用目的

・お問い合わせを頂いた免許人様に対し、終了促進措置に係る円滑な協議を実施するため。

##### ◇共同利用する事業者の範囲(2012年12月3日現在)

- ・株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
- ・イー・アクセス株式会社
- ・KDDI株式会社
- ・沖縄セルラー電話株式会社
- ・一般社団法人700MHz利用推進協会

[↑このページのトップへ](#)

## 4 対策・体制の整備に関する終了促進措置の実施状況

### 4-1 迅速な合意形成を図るための具体的な対策

#### ① 開設計画における記載概要

- 協議開始前に、アンケート等により対象免許人の意向・要望を把握。
- FPUについては、次のとおり。
  - －免許人団体と基本的枠組みについて合意を図り、その内容を踏まえ、対象免許人と協議を実施。
  - －製造・工事業者の選定は相見積等を踏まえ対象免許人と共同で実施。
- ラジオマイクについては、次のとおり。
  - －免許人団体との協議により標準的な移行作業に関する条件を設定。対象免許人が移行条件について合意できない場合の個別ソリューションも記載。
  - －終了促進措置の条件については対象免許人と協議し、その措置の費用については、申請者と工事業者とで協議して決定し、費用と条件の協議を分離。
  - －費用について標準単価（全体の8～9割が合意できる水準）を上限とした入札を実施。入札が不成立の場合の個別見積りフローも記載。
- 工事業者等との間の終了促進措置の実施に係る委託契約書、対象免許人等との間の移行条件に関する説明書兼確認書について、それぞれ素案を添付。
- ラジオマイクの機器調達について、認定後速やかに製造業者と協議して後継機の有無を確認し、後継機が無い場合は代替機を探し、必要に応じて開発を依頼。
- FPUは新周波数帯に対応した機器の運用検証を製造業者と実施し、連絡会等を設置して結果を提供。
- ラジオマイクは、工事における現地試験や工事後の各種サポート等を提供することを工事業者との契約内容に明記。
- 平成27年4月末までは新旧周波数帯の併用期間を確保。それ以降も平成27年12月の商用サービスの開始までは、原則併用期間の延長を認め、事前通知等を受け必要に応じて特定基地局の電波発射の停止等を実施。

#### ② 認定開設者間の合意における記載概要

- 対象免許人との協議開始前に、実施手順の通知にアンケートを同封して対象免許人の意向・要望を把握します。
- 免許人団体との協議においては、標準的な移行作業の条件を確認し、可能な限り定型化を行えるよう、移行フロー、工事手法、合意事項、契約内容など、複数の案を提示して協議を行うとともに、課題の抽出やアクションプランの検討を行い、免許人団体からの助言や要望を踏まえ、移行手順や移行費用に関する基本的な枠組みの合意を図ります。

- 対象免許人との協議においては、免許人団体との協議により決定した複数の対応方法を用意し、費用の条件、製造業者や工事業者の選定、合意方法、合意できない場合の段階的な合意等、対象免許人の意向を踏まえ実施します。
- 取替え工事費については、工事業者と協議した上で決定します。また、必要に応じて、販売会社への仲介の要請や第三者である専門家を交えた協議も実施します。
- 終了促進措置の実施に関する具体的な内容については、免許人団体との協議により決定します。
- 対象免許人との協議については、無線局数の多い対象免許人（FPUは在京キー局）から先行開始し、その対応状況を他の対象免許人の協議に活用します。
- FPUについては、在京キー局に対し、各地域の系列局への情報提供を依頼します。
- ラジオマイクについては、対象免許人への説明会を実施し、要望に応じて電話や個別訪問による説明を実施します。具体的な説明会の場所及び回数については、免許人団体からの助言を踏まえ決定します。
- 対象免許人との協議において、対象免許人ごとに担当者制を導入し、複数名の担当者を配置します。
- 対象免許人との間で、必要に応じて守秘義務契約を締結します。
- 対象免許人から製造業者の指定がある場合は、集計して製造業者へ情報提供し、計画的な生産体制整備を依頼します。
- ラジオマイクの機器調達について、認定後速やかに製造業者と協議して後継機の有無を確認し、後継機が無い場合は代替機を探し、必要に応じて開発を依頼します。
- 必要に応じて、製造業者と製品開発状況を定期的に確認する会合を開催します。
- 新周波数対応機器を、製造業者ごとに一定数確保し、希望に応じて貸出しを実施します。
- 対象免許人の品質評価・機器選定等について、事前の確認ができるよう支援する等、伝搬特性や音声品質等に関する検証・評価を支援します。
- 対象免許人から要望があった場合は、エリア設計に関する技術支援を実施します。また、基地局基盤の提供、その他技術的な支援等について、必要に応じて検討します。
- 対象免許人から要望があった場合は、新周波数帯無線局の開設にあたり、ラジオマイクの使用場所や利用状況に応じたチャンネル設定を支援します。
- 工事後についても安定運用、チャンネル設定等に関する技術サポートを実施します。
- 終了促進措置の実施については、平成26年度末までに完了します。但し、対象免許人の個別事情に配慮し、要望があった場合には、個別に協議を実施し

た上で、旧周波数帯の設備が使用できるよう対応します。

- 周波数共用時の運用調整について、現在の運用調整ルール・システムの活用を含め、免許人団体等と協議を行います。
- 対象免許人からの要望があった際には、対象免許人と協議の上、干渉回避措置が必要な場合には、対象となる基地局において出力低減、指向方向調整、電波の一時停止等を実施します。
- 対象免許人の移行に関する問題等については、対象免許人との協議開始後も、定期的に連絡会を開催して対応策の検討を行い、認定開設者や免許人団体、必要に応じて対象免許人へそれぞれフィードバックを実施します。
- 平成24年10月までに、干渉耐力評価を行うためのテストベッドを構築し、対象免許人、製造業者等に無償で開放します。終了促進措置完了後は関連団体への譲渡・活用も検討します。
- 周波数共用期間中にバックアップとしてLTEサービスを利用した映像中継システム（HD対応）を貸与します。また、中継コースのLTEエリア最適化を実施します。
- 平成25年1月までに周波数共用に関するフィールド試験環境を構築し、干渉影響、離隔距離等に関する検証を、対象免許人、免許人団体、製造業者と共同で実施します。

### ③ 本四半期までの実施状況

前四半期において、対象免許人へのアンケートの実施方法、移行手順や移行費用に関する基本的な枠組みなど終了促進措置に関する具体的な内容、周波数共用に関連する事項について、免許人団体との協議を実施し、アンケートの実施方法、移行手順や移行費用に関する基本的な枠組みについて合意しました。

また、干渉耐力評価を行うためのテストベッド構築を実施しました。

アンケートについては、免許人への周知通知文と同時に郵送し、本四半期においては6月末現在で414免許人から回答を得ました。

また、アンケートの内容については、認定開設者および一般社団法人のウェブサイトにより公開を実施しています。

<当社URL>

FPU免許人向け

[http://www.eaccess.net/public/em/02\\_FPU.pdf](http://www.eaccess.net/public/em/02_FPU.pdf)

ラジオマイク免許人向け

[http://www.eaccess.net/public/em/04\\_RM.pdf](http://www.eaccess.net/public/em/04_RM.pdf)

<一般社団法人URL>

FPU免許人向け

[http://www.700afp.jp/img/business/FPU\\_inquiry.pdf](http://www.700afp.jp/img/business/FPU_inquiry.pdf)

ラジオマイク免許人向け

[http://www.700afp.jp/img/business/RM\\_inquiry.pdf](http://www.700afp.jp/img/business/RM_inquiry.pdf)

前四半期に開催された総務省技術試験事務の共用検討に、当社および他の認定開設者（株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社）が参加し、干渉影響、離隔距離等に関するフィールド検証への協力を実施しました。

今後も、当該技術試験事務の評価結果を踏まえて、関連する免許人団体等との間で周波数共用の仕組みや試験を検討していく予定です。

## 4-2 円滑な実施を図るための具体的な体制の整備

### ① 開設計画における記載概要

- 合意日から1か月以内に、社内の専門組織として「終了促進センター」を設置（最大428名体制）し、対象免許人や免許人団体との調整等を実施。
- 「終了促進センター」では、個別見積り等の対応要員を各地域の拠点等に配置するほか、個別ソリューションの検討や事例共有を行う「個別ソリューショングループ」を設置。
- 「終了促進監査室」を社内の別組織として設置し、「終了促進センター」の業務を監督し、終了促進措置全体のリスクマネジメントを担当。
- 作業遅滞時の要員として社内で100名を確保。
- 独立した組織として「一般社団法人700MHz利用者支援センター」を設置し、相談・苦情に回答・助言等を行い、苦情申し立てがあった場合は事実関係の確認や社内組織（終了促進監査室）に是正勧告を行うほか、弁護士団体との提携を通じて斡旋人・調停人・仲裁人の候補として弁護士を紹介。

### ② 認定開設者間の合意における記載概要

- 対象免許人や免許人団体との協議、対象免許人への周知・通知、問い合わせ対応等を実施するため、平成24年12月を目途に4者共同で専門組織の一般社団法人を設立します。
- 一般社団法人の要員については、開設時は20名程度で開始し、終了促進措置を円滑に実施できるよう適宜要員を増員します。
- 一般社団法人の体制については、対象免許人の対応要員を各地域の拠点等に配置するほか、FPU、ラジオマイク、受信ブースター障害等をそれぞれ統括する各部署を設置します。
- 一般社団法人の機関設計として、監査・監督等が行われるよう、監事および会計監査人を設置します。
- 終了促進措置の実施にあたり、作業の遅延等が発生した場合には、遅延原因の調査を行い、要員の補充や原因の解決に努めます。
- 終了促進措置のスケジュール等の共有、課題抽出・進捗確認等を実施するため、認定開設者、一般社団法人、免許人団体、製造業者等による連絡会を設置します。
- 連絡会にはFPU・ラジオマイクの各部会を設置します。
- 対象免許人からの疑義や苦情を受け付け、相談内容に対する回答や助言、事実関係の確認等を行うため、一般社団法人内に、対象免許人のサポートセンターを設置します。
- 必要に応じて、協議の斡旋・調停・仲裁を行う候補として弁護士を紹介します。
- サポートセンターの中立性確保を図るため、必要に応じて学識経験者・弁護士等からなる監査用アドバイザーボードの設置も検討します。

### ③ 本四半期までの実施状況

#### <一般社団法人の設立について>

対象免許人や免許人団体との協議、対象免許人への周知・通知、問い合わせ対応等を実施するため、平成24年12月3日に「一般社団法人700MHz利用推進協会」を設立し、業務を開始しました。当協会は協会の運営を統括する「企画総務部」、終了促進措置を担当する「移行調整部」、受信ブースター障害を担当する「テレビ受信対策調整部」を設置しています。また、監査・監督等が行われるよう、監事（公認会計士含む）を設置しています。

当協会は、設立時は23名で業務を開始し、6月30日現在で33名体制で運営しており、今後、終了促進措置を円滑に実施できるよう適宜要員を増員します。

当協会は賛助会員の申し込みを受け付けており、平成25年6月30日現在、47の企業・団体に賛助いただいております。

一般社団法人の設立については、当社より報道発表を実施しています。また、一般社団法人は、設立に合わせてホームページについても開設しました。

報道発表URL：

<http://www.eaccess.net/cgi-bin/press.cgi?id=1402>

一般社団法人URL：

<http://www.700afp.jp/>

#### <免許人団体等との連絡会の設置について>

終了促進措置のスケジュール等の共有、課題抽出・進捗確認等を実施するための、免許人団体、一般社団法人、認定開設者等による連絡会を設置しました。連絡会を通じて、終了促進措置の周知・通知や免許人協議等に関して免許人団体との協議を実施しています。



## 5 その他特記事項

- 認定開設者4者は、一般社団法人を主体とし、共同で終了促進措置を推進します。
- 免許人団体等との協議により、開設計画の合意内容について見直すことがあります。